

事務連絡
令和3年6月10日

各都道府県防災主管部（局） 御中

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

避難所の運営と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る対応について (周知)

現在、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）が各地方公共団体で進められているところですが、避難所として開設予定の施設がワクチン接種の会場でもある場合があると承知しています。この状況下で災害が発生した時、あるいは豪雨や台風のため避難指示等が発出された時に、十分な数の避難所を開設するため、災害の状況に応じた対策を事前に検討しておく必要があります。

今般、梅雨入りによる大雨や夏期の台風等、災害の発生リスクが高い時期を迎えることを踏まえ、ご留意いただきたい事項について下記のとおりお示しします。

各地方公共団体におかれては、防災担当主管部局と衛生主管部局が連携して、平常時に対策を検討していただけるようお願ひいたします。

貴都道府県防災担当主管部局におかれては、管内の市町村防災担当主管部局に周知いただくようお願ひいたします。

なお、本件事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の現下の状況で避難所を開設する場合には、避難所における3つの「密」の回避などのため、安全な親戚・知人宅等への避難を促すことや、可能な限り多くの避難所を確保すること。
2. ワクチン接種の会場が、災害時に避難所が開設される予定の施設となっていないか確認すること。
3. 避難所として開設予定の施設がワクチン接種の会場となっている場合、以下について事前に検討すること。

- (1) ワクチンの保管・接種を行っている期間中に、当該会場に避難所を開設することとなった場合のワクチンの保管等に係る対策を講じること。
- (2) 災害時には、まずは避難誘導、避難所の確保等、人命を守る行動が最優先となる。一方、新型コロナワクチンは低温保管が必要となっていることから、可能な限りワクチンを損失しないよう、あらかじめ停電等による電源喪失への対策を行い、冷凍庫の停止による新型コロナワクチンの損失防止を図ること。具体的には、非常用電源や自家発電装置等の確保、冷凍庫内に蓄冷材（「蓄冷剤」ともいう。）をあらかじめ入れておく、台風等あらかじめ発生が予測できる場合には可搬型冷凍庫の活用、協力関係を築いた周辺施設の冷凍庫や冷蔵庫への移送を行う等といった方法が考えられ、平常時に災害の状況に応じた対策を講じること。
- (3) 災害時には、災害の被害状況等により、もしワクチン接種を行うことができる医療機関等の体制が整っているようであれば、避難所設置期間中にワクチン接種が並行して実施されることも考えられる。その場合は、例えば、避難スペースとワクチン接種スペースを区分けして対応する、あるいはワクチン接種を別の施設で行う等、避難所運営や避難者の生活に支障が生じないような形でのワクチン接種を実施すること。
- (4) 避難スペースとワクチン接種スペースを区分けすることによる避難所の収容人数の減少が想定される場合には、より一層の避難所の確保に努めること。